

練馬区立富士見台小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 基本認識

- (1) 弱い者をいじめることは絶対に許されないこと
- (2) いじめられている子どもの立場に立った指導を行うこと。
- (3) 学校の、また教師自身の児童観や指導の在り方が問われる問題でもあること
- (4) 家庭・学校・地域社会と一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

2 未然防止 ～ 人権尊重の精神を育む ～

(1) 根幹

- 人権尊重の精神を育み、いじめを断固として許さない
- ・ 他者を尊重する心を育成する。
 - ・ 自他の良さを認め合い、自信を持って行動できるよう支援し、成功体験を積み重ねる。

(2) 具体的な取組

① 温かく活力のある学級経営

- ・ 全ての児童が安心して過ごせる学級づくりを推進する。
- ・ 一人ひとりの個性と多様性を尊重し、認め合う学級風土を醸成する。
- ・ 互いを尊重し、支え合う良好な児童間関係を構築する。
- ・ 集団活動や交流を通して、豊かな人間関係を育む。
- ・ 学習意欲を高め、学ぶ喜びを実感できる授業を展開し、基礎学力の確実な定着を通して自信を育む。

② 豊かな言語環境の整備

- ・ 温かい言葉があふれる学校づくりを推進し、相手を傷つける言葉をなくす。
- ・ 人を励まし、勇気づける言葉の力や、美しい言葉、心に響く言葉に触れる機会を提供する。
- ・ 自分の気持ちを言葉で表現する力を育む。
- ・ 言葉の重みを理解させ、相手の気持ちを考えた言葉遣いを促す（SNS での言葉遣いも含む）。

③ コミュニケーション能力の育成

- ・ 相手を思いやる気持ちと自分の意見を伝える力を様々な活動を通して育む。
- ・ 挨拶や感謝の言葉を交わし、温かい人間関係を築く。
- ・ 児童が自由に気持ちや考えを表現できる環境を作り、相手の言葉に耳を傾け共感する力を育てる。

3 早期発見・早期対応のために

① 定期的ないじめの実態把握

- ・ 定期的にアンケートや個人面談を実施し、早期発見に努める。
- ・ 教職員は、授業・休み時間・放課後等から児童の様子を観察し、他の教職員と連携しながら早期

発見に努める。

② 教育相談の充実

- ・ 教職員は、普段から児童に相談しやすい環境づくりに努める。
- ・ 年度当初には、学級担任と児童とで個人面談を行い、一人一人の相談を受ける場を設定する。
- ・ 児童が相談しやすいようにするため、年度当初にスクールカウンセラー・心のふれあい相談員の存在について周知し、必要に応じて関わりがもてるように場を設定する。
- ・ 児童が躊躇することなく相談できる環境をつくるため、年度当初にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員による全員面接を実施する。（全学年）

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- ・ いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校・学年使い、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- ・ 情報モラル研修を積極的に周知し、保護者・地域に対し情報提供および啓発を促進する。

4 インターネット上のいじめへの対応（学習用タブレットを含む。）

- ・ 児童に対して、学校や家庭の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。
- ・ 家庭で使うときの児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭におけるルール作りや必要性について保護者会等で伝える。
- ・ パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらう。
- ・ 「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等と連携して対応する。

5 組織の設置

緊急時の対応といじめ問題への継続的な取り組みを担う。

練馬区立富士見台小学校いじめ対策委員会

＜緊急＞

いじめが発覚した場合は、図1 以下のメンバーでいじめ対策委員会（緊急）を召集。

- | | |
|----------|----------------|
| ・ 管理職 | ・ 生活指導部 |
| ・ 保健室の先生 | ・ 児童会や委員会などの代表 |

＜通常＞

学校いじめ対策委員会（緊急）に以下のメンバーを加える。

- ・ 対応にあたる他の教員 ・ 養護教諭 ・ 心理職 ・ 生活支援員 等

6 発覚時、或いはいじめが疑われる状況における組織的対応

＜ア いじめの発覚時に求められる対応＞

i 迅速な情報共有と共通理解:

- ・ いじめられた児童からの訴え、保護者からの連絡、教職員による発見など、いじめに関するあらゆる情報を学校いじめ対策委員会に報告、共有。事実関係の認識を委員会メンバー間で一致させる。

ii 組織的な事実確認:

- ・ 担任、学年主任、生活指導主任などが中心となり、必要に応じて他の教職員やスクールカウンセラ

一等も連携して、いじめられた児童、いじめたとされる児童、目撃者などから丁寧に聞き取りを行

い、事実関係を正確に把握。
聞き取りの際には、いじめられている児童の安全確保を最優先とし、安心できる環境で行う。

・事実確認は、先入観を持たず、客観的に。
iii いじめられた児童への支援

いじめられている児童の気持ちに寄り添う。「あなたは悪くない」「学校が守る」というメッセージを伝える。
・心身の状況を把握し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーによるケアを行う。
・保護者と連携し、家庭での状況も把握しながら、継続的な支援体制を構築します。

いじめの内容や状況に応じて、一時的にいじめから離れることができるよう、別室での対応などの措置を検討。

iv 学校としての方針決定と実行
・事実確認の結果に基づき、いじめ対策委員会がいじめの事実の有無、内容、背景などを総合的に判断し、具体的な対応方針を決定。

・決定した方針に基づき、関係する教職員が連携して、いじめの解決と再発防止に向けた取り組みを実行。
v いじめた児童への指導
・いじめられた児童が受けた苦痛を理解させ、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導。

・いじめの背景にある要因や心理状況を把握するため、丁寧に話を聞く。
・反省を促し、謝罪の気持ちを育むとともに、再発防止に向けた具体的な指導を行う。
・保護者と連携し、家庭での指導についても協力を求める。
vi 記録と報告
・いじめの認知から対応、解決までの経緯を詳細に記録し、学校内で共有。

・必要に応じて、教育委員会への報告を行う。(基本的には報告)

いじめに関する記録

・聞き取り (いつ、どこで、だれが、どんな事があったのか)、その場の同席者・目撃者の情報、状況の詳細を記録。心理状況なども記録。憶測での表現は避け客観的に事実を書く。

・証拠品となる物の保管

汚されたたり壊されたりした現物を残せるのであればそのまま残す。詳細を記録する。そのままにししておくことが出来ないものは、口付のわかる形で写真や動画での撮影を行う。詳細に関しても、口誌やメモに残しておく。

・ネット上の証拠の収集
メールやSNSへの書き込みなどで行っている場合、その事実を保存

・病院の診断書
怪我をした場合は怪我の程度に関わらず、すぐに病院へ行き診察をしてもらう。

・同席者、目撃者の証言
同級生・教師・通学中などの目撃者から証言を引き出す。いじめる側に話が漏れないよう、慎重に。

《Ⅰ いじめかどうか疑わしい場合に求められる対応》

i 早期の情報収集と共有

・ さいなな兆候や児童からの訴え、保護者からの懸念など、いじめの可能性を示唆する情報を、見過ごしたり、個人的に判断したりせず、速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、共有。
ii 注意深い観察と聞き取り

・ いじめられている可能性がある児童の様子を注意深く観察し、変化に気づけるように努める。
・ 当該児童や周囲の児童から、状況を丁寧に聞き取る。一方的な決めつけをせず、様々な角度から話を聞く。

・ 「いじめ」という言葉を使わずに、具体的な行動や言動について尋ねる。
iii いじめの定義に照らした検討

・ 収集した情報をもとに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義(「当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」)に照らし合わせていじめに該当するかどうかを慎重に検討。
・ けんかやふざけ合いであっても、背景に力関係があったり、一方が苦痛を感じていたりする場合は、いじめとして対応する必要があることも考慮。

iv 早期の組織的な関与
・ いじめかどうか判断が難しい場合でも、早期にいじめ対策委員会が中心となって情報を共有し、対応を検討。

v 保護者との連携
・ 必要に応じて、関係する児童への継続的な注意や見守り、様子の変化の記録など初期対応を行う。

・ いじめの疑いがある段階から、保護者と情報共有を行い、連携を取りながら状況を見守る。
vi 記録
・ いじめの疑いに関する情報収集の経緯や、検討内容、検討対応などを記録。

・ 早期発見・早期対応の重要性を踏まえ、いじめかどうか迷う場合でも、積極的に情報を共有し、組織的に対応を検討。

7 重大事態への対処

・ 重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告し、一体となって対応する。必要だと判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。

・ いじめを認知した場合、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。確認された情報については適宜提供する。
・ 学校の説明責任を果たすという観点や誤った情報で広がり動揺を与えないようにするという観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じて緊急保護者を会を開催し説明する。

8 校 (園) 種間および関係機関との一層の連携

・ 小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。
・ 異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業 (園) 生や卒業時の学年集団等に関するいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。

・ 必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応にあたる。